

第6次岡山県廃棄物処理計画策定支援業務技術提案書等作成要領

1 技術提案書（提案説明書）

- (1) 廃棄物の発生量及び処理量の現状に関する検討事項
廃棄物の発生・処理の現状分析方法及び進捗状況の評価方法、課題の分析方法等を提案すること。
- (2) 廃棄物の発生量及び処理量の見込みと処理目標に関する検討事項
将来予測の推計方法、目標とする項目及びその設定方法、目標達成のための具体的な施策例を提案すること。
- (3) 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する検討事項
一般廃棄物処理の課題及び推進方策、ごみ処理広域化及びごみ処理施設の集約化等に係る検討方針等を提案すること。
- (4) 産業廃棄物の処理施設の整備を推進するために必要な措置に関する検討事項
産業廃棄物処理体制の整備と課題等に係る検討方針等を提案すること。
- (5) 循環型社会形成促進のために取り組むべき施策
施策の検討方針及び施策例を提案すること。
- (6) 食品ロスの削減の推進に関する検討事項
現状把握及び課題抽出の方針、施策の検討方針及び施策例、目標の設定方法及び目標達成状況の評価方法に係る検討方針を提案すること。
- (7) その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な検討事項
検討方針等を提案すること。
- (8) その他
業務実施体制を提案すること。

2 過去の実績

- (1) 過去10年程度の都道府県廃棄物処理計画の策定実績を記載すること。
- (2) その他「廃棄物」、「リサイクル」等に関する類似業務の実績を記載すること。

3 技術提案書の体裁等

- (1) 日本産業規格A4版縦を基本とすること。
- (2) レイアウト記載方法は自由であるが、全体で10ページ程度とすること。
- (3) 提案者が保有する情報、技術等を踏まえて特長を示すこと。
- (4) 技術提案書を別途4部用意すること。（これを副本という。）副本には、表紙に提案者名を記載せず、内容において提案者名及び提案者名を類推できる表現を入れないこと。

4 経費見積書

- (1) 任意の様式で積算根拠を添付すること。
- (2) 限度額は、12,612千円（消費税及び地方消費税額を含む）であること。
- (3) 経費見積書は、提案書とは別に作成すること。
- (4) 経費見積書を別途4部用意すること。（これを副本という。）副本には、提案者及び提案者名を類推できる表現を入れないこと。